

こども医療証の使い方 (医療証と一緒に保管してください)

大江町「こども医療証」パンフレット

1. 山形県内で受診するとき

県内の取扱医療機関の窓口で、健康保険証と医療証を提示すれば、保険診療の自己負担分を支払わないで診療が受けられます。小学校4年生以上は、入院用、外来用と医療証が2種類ありますので、入院する場合は申請が必要です。【子育て支援医療制度】表紙～P1

2. 県外での受診や医療証を使わないで受診したとき

健康保険証のみを提示し、自己負担分を支払ってください。後日、領収書・診療明細書を持参し、税務町民課に申請してください。

【医療費助成の還付請求】P1

3. 保育園や学校管理下でのけがや疾病があったとき

災害共済給付金が適用になります。なお、こども医療証を使用する場合は、給付額のうち医療費の自己負担相当分を町が受領することに同意していただく必要があります。【日本スポーツ振興センター災害共済制度】P3

4. 医療費が高額になるとき

加入する健康保険から「限度額適用認定証」の交付を受け、こども医療証と一緒に医療機関に提示してください。交付を受けずに高額療養費に該当した場合は、後日高額代理申請の書類を提出していただきます。【限度額認定証の申請】【高額療養費の代理受領】P2

5. 受給の資格がなくなったとき

転出や健康保険に加入しなくなった場合など、受給資格がなくなったときは届出をしてください。

【各種手続きのご案内】P2

6. 氏名・住所・加入する保険などに変更があったとき

届出が必要です。【各種手続きのご案内】P2

7. 汚れたり、紛失してしまったとき

再交付の申請をしてください。【各種手続きのご案内】P2

8. その他の医療制度

ひとり親家庭等医療制度と重度心身障害(児)者医療制度があります。(小学校3年生まではこども医療証が優先)

【その他の医療制度】P4～5

9. 夜間や休日にお子さんが病気になるたとき

P6

【子育て支援医療制度】

大江町では子どもたちのすこやかな育成と子どもを産み育てやすい環境づくりを目指し、高校生までの医療費を助成(無料化)しています。医療機関の窓口で保険証と「こども医療証」を提示することで、窓口での負担が軽減されます。



< 助成の内容 >

対象者：町内に住所がある0歳から高校生相当までの方
進学のため住所が町外にあるが、町内の保護者に扶養されている方

県内の医療機関等を受診する際、保険証と医療証を併せて提示することで、保険の適用される自己負担分の医療費が無料になります。本来、保険証のみの提示では法定の自己負担額(未就学児は2割、小学生以上は3割)の医療費がかかります。

※ 保険適用にならないものは助成対象外です→(例)健康診断、予防接種、文書料、入院時の食事療養費、差額ベッド代、薬の容器代など

※ 下記(Ⅰ～Ⅲ)に該当する場合、助成の対象外となることがあります。

- Ⅰ その他の医療制度を受けている場合 P4、P5
- Ⅱ 加入の健康保険(保険者)から高額療養費が支給される場合(高額療養費分は助成されません) 【高額療養費の代理受領】P2
- Ⅲ 保育園や学校管理下でのけがなどで、日本スポーツ振興センターの災害共済給付が受けられる場合 【日本スポーツ振興センター災害共済制度】P3

< 医療証の有効期限 >

- | | | |
|------------------------|---|-----------------|
| ◎ 0歳児から小学校2年生(入院・外来共通) | } | お子さんの
誕生月の末日 |
| ◎ 小学校4年生から中学校2年生(入院用) | | |
| ◎ 小学校3年生(入院・外来共通) | } | 3月31日
(学年度末) |
| ◎ 中学3年生から高校3年生(入院用) | | |
| ◎ 小学校4年生から高校3年生(外来用) | | |

お問合せ： 大江町役場 税務町民課 国保医療係
〒990-1101 山形県西村山郡大江町大字左沢882-1
☎ 0237-62-2291 Fax 0237-62-4736

< 申請の方法 >

助成を受けるためには、税務町民課で申請をし、医療証の交付を受けてください。

◎ 0歳児から小学校3年生（入院・外来共通）

- 【持ち物】① お子さんの保険証
② 場合により扶養者の所得及び所得税のわかるもの

◎ 小学校4年生から高校生（入院用）

- 【持ち物】① 医療証（外来用） ② お子さんの保険証
③ 加入する健康保険発行の「限度額適用認定証」
④ 入院計画書など期間がわかるもの
⑤ 場合により扶養者の所得及び所得税のわかるもの

※ 入院が決まったとき、または入院後速やかに交付申請を行ってください。
申請が遅れると、医療費助成が受けられなくなる場合があります。

※ 小学校4年生から高校生の医療証（外来用）については、申請いただく必要はありませんが、進学のため住所が町外にある場合は、申請が必要です。

【 医療費助成の還付請求 】

◎ 県外医療機関を受診した場合、医療機関に提示しない場合

一旦医療機関等に自己負担分を支払い、後日申請することにより支払った自己負担分の金額が町から支給されます。

- 【持ち物】① 医療証 ② お子さんの保険証
③ 領収書・診療明細書 ④ 振込先の通帳

※自己負担分金額が高額療養費を含む場合は、必要に応じて保険者に申請していただき、その後保険者が発行する高額療養費の支給決定通知書も必要になります。

◎ 治療用器具（コルセット、9歳未満の治療用眼鏡等）の購入

一旦医療機関等に全額を支払い、後日申請することにより支払った総額のうち自己負担分（2割もしくは3割）の金額が町から支給されます。その他8割もしくは7割分については保険者に申請することで、保険者より支給されます。詳しくは加入する健康保険（保険証下部に記載の機関）へお問い合わせください。

- 【持ち物】① 医療証 ② お子さんの保険証
③ 領収書・診療明細書 ④ 医師からの診断（指示）書
⑤ 振込先の通帳 ⑥ 保険者からの療養費支給額決定通知書

※ 医師からの診断（指示）書、領収書は、社会保険等（大江町国保以外）に加入している場合、保険者に申請手続きをする前に必ずコピーをお取りください。

【 夜間や休日にお子さんが病気になったとき 】

下記の医療機関等をご利用ください。受診希望の方は**まず医療機関等に電話**をお願いします。（事前に病状等を伝え、スムーズに診療を行えるようにするためです。）

< 夜間・休日診療の病院を探すには >

大江町ホームページのトップページから「夜間・休日診療」をクリックすると医療機関がご覧いただけます。

大江町ホームページ
<http://www.town.oe.yamagata.jp>

◎ 山形市休日夜間診療所 ☎023-635-9955

（山形市香澄町2丁目9-39）

休日の急患は（日曜・祝日・12/31～1/3）

診療科目：内科・外科・小児科

診療時間：午前9時～午前11時45分、午後1時30分～午後5時

夜間の急患は（毎日診療）

診療科目：内科・小児科

診療時間：（内科）午後7時～午後11時

（小児科）午後7時30分～午後10時30分

◎ 山形市歯科医師会 休日救急歯科診療所 ☎023-629-9988

（山形市香澄町2丁目9-39）

診療日時：日曜・祝日・12/31～1/3

診療時間：午前10時～午後0時、午後1時30分～午後3時30分

< 小児救急電話相談について >

発熱や嘔吐など、お子さん（15歳未満）の急な病気で心配になった時は「小児救急電話相談」をご利用ください。症状に応じた適切なアドバイスを受けることができます。（毎日 18時～翌朝8時）

☎ # 8000 （フッシュ回線）

☎ 023-633-0299 （ダイヤル回線）

< 重度心身障害(児)者医療制度 >

身体上又は精神上に一定の障害を持つ方に「重度心身障害(児)者医療証」を交付しています。医療機関で支払う自己負担額(保険適用分)が無料または一部負担になります。

対象者： 町内に住所があり、

I 身体障がい者手帳1・2級 II 精神障がい者保健福祉手帳1級
III 療育手帳A IV 障がい年金1級 V 特別児童扶養手当1級のいずれかに該当する方で、町民税所得割額が23万5千円未満の方に限ります。

【持ち物】① 保険証

② 障害の状況を証明するもの(各種手帳、証書など)

< 自己負担額 >

医療証の種別	自己負担額
一部負担金有 (本人及び扶養している方の前年の所得に所得税が課税の場合)	・医療費の1割(限度額あり) ・入院時の食事代等保険適用外のもの
一部負担金無 (本人及び扶養している方の前年の所得税が非課税の場合)	・医療費の自己負担無し ・入院時の食事代等保険適用外のもの

【 医療機関の適正受診にご協力ください 】

- ◎ 安易な休日・夜間の受診は控えましょう。
- ◎ 「はしご受診」はやめて、信頼できる「かかりつけ医」を持ちましょう。
- ◎ 必要以上に薬をもらいすぎないようにしましょう。

【 各種手続きのご案内 】

下記事項に該当する場合は税務町民課に速やかに申請してください。

< 住所・氏名・加入する保険などに変更があった場合：異動届 >

【持ち物】① 医療証 ② お子さんの保険証

< 医療証を紛失又は破損した場合：再交付申請 >

【持ち物】① お子さんの保険証

< 転出や、健康保険に加入しなくなった場合：喪失届 >

【持ち物】① 医療証(返還してください)
② お子さんの保険証



【 限度額適用認定証の申請 】

入院などで医療費が高額になりそうな場合は、加入する健康保険(保険者)に「限度額適用認定証」の申請をお願いいたします。「限度額適用認定証」が交付されましたら、こども医療証と一緒に医療機関に提示してください。

「限度額適用認定証」の交付を受けずに医療証を使用し、医療費が高額となってしまった場合は、後日、町から高額療養費の代理受領委任の手続きについてお知らせが送付されます。

【高額療養費の代理受領】P2

【 高額療養費の代理受領 】

こども医療証を使用し、入院などで医療費の自己負担額が限度額を超えた場合、町が高額療養費を保険者から代理受領することになります。該当する方には町から提出書類とお知らせが送付されます。

なお、医療費の額が高額であっても、医療証を使用した場合は、保険者に直接高額療養費の請求を行わないようお願いいたします。

※ 医療証を使用した場合で、本人の申請により誤って保険者から支給された高額療養費は、町へお返しいただきます。

【日本スポーツ振興センター災害共済給付制度】

保育園や、学校の管理下でけがなどをして医療機関等を受診する場合は、加入している日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度からの給付を受けることになっています。

こども医療証を使用しない場合は、法定自己負担額（2割もしくは3割）を医療機関等へお支払いください。こども医療証を使用した場合は、給付額のうち法定自己負担額相当分を町が受領することに同意していただきます。

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付金」の交付申請手続きについては、下記にお尋ねください。

- ・保育園児：健康福祉課子育て推進係（☎62-2285）または保育園
- ・小・中学生：教育文化課学校教育係（☎62-2270）または学校の養護教諭
- ・高校生：加入する保険内容を学校に確認してください。

手続きの流れは下記のとおりですのでご協力をお願いします。

<学校でけがをした場合の手続きの流れ>

- 1 学校でけがをしてしまった。



- 2 学校で知らない場合は、学校等に連絡する。



- 3 医療機関等を受診する。学校等から渡される「医療等の状況」の用紙を医療機関等に提出する。



- 4 3で提出した「医療等の状況」の証明書を医療機関等から受け取る（継続の場合、月毎）。



- 5 医療機関等から受け取った「医療等の状況」と「同意書（委任状）」を学校に提出する。



- 6 日本スポーツ振興センターから医療費の**4割相当額が保護者に支給**される。

- ・未就学児：医療費の2割 + 見舞金 2割相当額
- ・就学児：医療費の3割 + 見舞金 1割相当額

※こども医療証を使用した場合は、法定自己負担額相当分は町が受領し、見舞金のみ支給されます。

※ 治ゆまでに、医療費総額が5,000円（自己負担額1,500円）を超えない場合は日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に該当しないため、「医療等の状況」の提出は必要ありません。なお、**制度が適用されない場合は医療費支給申請により払い戻しが受けられます**。税務町民課に申請してください。

※ 「災害共済給付金」が決定された後で、医療証を使用していたなど、二重に給付が行われたことが分かった場合は当該医療給付分を町へ返還していただく必要があります。

【医療費助成の還付請求】P1

【その他の医療制度】

<ひとり親家庭等医療制度>

ひとり親家庭の健康な生活の保持と経済的負担の軽減を目的とした医療制度で、医療機関で支払う自己負担額（保険適用分のみ）を全額助成します。



対象者：

- Ⅰ 配偶者のいない方で18歳以下の児童を扶養している方と、その児童
- Ⅱ 父母のいない18歳以下の児童（生死不明・遺棄・重度の障害者など）
- Ⅲ 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた方で18歳以下の児童を扶養している方と、その児童

※上記該当の場合、児童の扶養者の**所得税が非課税**であること

【持ち物】① 受給者全員の保険証

- ② 父母が就労していることが証明できるもの
(保険証や就労証明書など)